商品券が手元にないのに、
買取業者に売却する約束をし、
先にお金を受け取っていませんか？
その手口、闇金かも！

悪質な業者にご注意ください！

【事例】

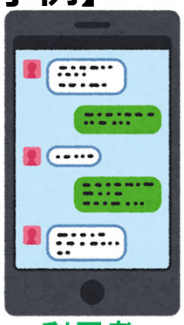

利用者

①商品券の買取申込（実際に商品券は利用者の手元にない）

②買取業者から商品券の買取代金が振り込まれる
（一般的な買取価格より著しく低額（約５～６割程度））

③商品券発送期限までに、金券ショップ等で商品券を実際に購入し、買取業者に送付

※③の商品購入代金と②の買取代金の差額が利用者の負担となる

買取業者

特徴１ 一般的な金券ショップでの買取価格よりも著しく低額で買い取りを約束し、先に現金を交付

特徴２ 買取申込の際、商品券の売買に本来必要のない情報（利用者の勤務先や親族の連絡先、給与・賞与の額等）を求められる

特徴３ 給料日などの一定期間経過後に、利用者が商品券を購入して買取業者に送付

- **買取代金と商品券購入代金の差額が高額であることにより、かえって利用者の生活が悪化し、多重債務に陥る危険性があります。**
- **取引で提供した個人情報が悪用されたり、ネット上でさらされるなど、トラブルや犯罪に巻き込まれる危険性があります。**

商品売買を装っていても、その経済的な実態が貸付であり、
業として行う場合には、貸金業に該当するおそれがあります。
貸金業登録を受けずに貸金業を営む者は、違法なヤミ金融業者です。

日本貸金業協会 Japan Financial Services Association
財務局 Local Finance Bureaus
金融庁 Financial Services Agency
警察庁 National Police Agency
消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan